

米子市監査委員告示第1号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月12日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

クリーン推進課

3 監査対象の概要

クリーン推進課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 米子市クリーンセンターに関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (5) 一般廃棄物の減量化及び再利用に関すること。
- (6) 環境美化の推進に関すること。
- (7) 環境パトロールに関すること。
- (8) 公衆便所に関すること。
- (9) し尿処理に関すること。

また、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年10月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和2年4月1日から同年10月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和2年12月25日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。

(イ) 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

(ウ) 県支出金においては、適正に処理されていた。

(エ) 財産収入においては、貸付料の調定をしていないもの及び算定を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）及び米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、当該貸付料は、精算済みである。

(オ) 諸収入においては、適正に処理されていた。

- エ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 委託料に関する支出事務については、支出負担行為決議書において、正当決裁者の決裁を受けていないもの及び負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）及び米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- キ 賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。
- サ 特殊勤務手当に関する事務については、適正に処理されていた。

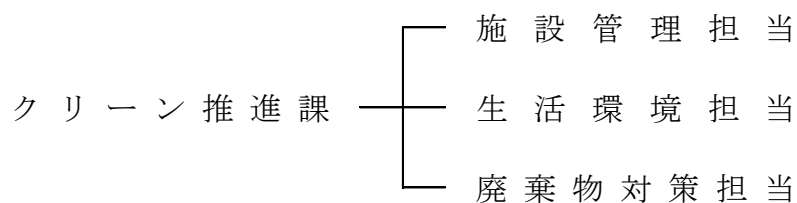
(2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、クリーン推進課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、公有財産貸付台帳及び公有財産借受台帳を備えていないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 行政財産の使用許可に関する事務については、職員駐車場の使用許可において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ウ 普通財産の貸付け及び借受けに関する事務については、不動産を借り受けしようとするときに総務部長に協議していないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。

別 図 組織図



別 表

令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年10月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
衛 生 使 用 料	634,000	580,107	570,027	10,080	89.9	98.3
衛 生 手 数 料	736,823,000	356,841,509	362,916,670	-6,075,161	49.3	101.7
衛 生 費 委 託 金	62,000	36,520	36,520	0	58.9	100.0
総 務 費 委 託 金	3,010,000	3,311,429	0	3,311,429	0.0	0.0
衛 生 費 委 託 金	159,000	0	0	0	0.0	-
財 産 貸 付 収 入	14,000	14,660	0	14,660	0.0	0.0
雑 入	455,570,000	221,985,790	207,381,372	14,604,418	45.5	93.4
合 計	1,196,272,000	582,770,015	570,904,589	11,865,426	47.7	98.0

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
環 境 対 策 費	2,776,000	2,776,000	2,776,000	0	100.0	100.0
清 掃 総 務 費	177,253,000	102,046,138	92,685,073	84,567,927	52.3	90.8
塵 芥 処 理 費	1,989,429,000	1,291,733,595	958,720,421	1,030,708,579	48.2	74.2
し 尿 処 理 費	1,422,000	829,039	498,269	923,731	35.0	60.1
合 計	2,170,880,000	1,397,384,772	1,054,679,763	1,116,200,237	48.6	75.5